

《8月24日～9月25日（必着）までに住民票のある市町村へ持参又は郵送してください。》

小林市長あて

平成27年 月 日

通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書

通知カードの送付先に係る居所（現に居住する住民票の住所地以外の地）について、以下のとおり登録申請します。

1 居所情報登録を行う者の情報

申請人	ふりがな 氏名 Ⓜ	※本人確認書類が必要です。 郵送の場合は写しを添付してください。
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
	日中連絡がとれる電話番号	- -	
	住民票の住所	宮崎県小林市 番地	
	通知カードの送付先 （居所の所在地）		
代理人が申請する場合	下記の代理人に申請を委任する場合は、 右の署名欄に本人が署名してください。 《署名欄》		

代理人	代理人の種類 ○をつけてください。	ア. 法定代理人 ※親権者や後見人等であることの証明が必要です。 イ. 任意代理人 ※委任状 又は 申請者の委任の署名が必要です。	
	ふりがな 氏名 Ⓜ	※本人確認書類が必要です。 郵送の場合は写しを添付してください。
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
	日中連絡がとれる電話番号	- -	
	住所		

2 住所地において通知カードの送付を受けることができない理由

該当する項目にチェック（□にレ）をつけてください。

東日本大震災により被災し、住所地以外の地へ避難しているため。

避難元や避難先の市区町村、都道府県等の関係行政機関が行っている避難者情報への情報提供のため、居所情報を関係行政機関において共有し、利用することに同意する場合、チェック欄にチェック

DV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為等、児童虐待又はこれらに準ずる行為の被害者で、住所地以外の地へ移動しているため。

平成27年10月5日以降、医療機関・施設等への長期の入院・入所が見込まれ、かつ、入院・入所中は住所地に誰も居住していないため。

《医療機関・施設等の記入欄》

上記の者は当医療機関・施設等に長期間入院・入所している。（又は、見込みである。）

平成 年 月 日

医療機関・施設名

Ⓜ

担当

その他（具体的な状況を必ず記載してください。）

理由

※居所に住民票を移すことが原則です。理由によっては認められない場合があります。

備考

受付日

受付者

月 日

《裏面も必ず読んでください。》

【注意事項】

- 申請者1人ごとに1枚申請書を記載してください。
- 15歳未満の方や法定代理人がいる方は、保護者や法定代理人の方が申請してください。
なお、15歳以上の未成年の方は、本人が申請することも可能です。
- 申請書の偽造や、なりすまし等により不正に通知カードを取得した場合は、法律の規定により罰せられます。
- 記入漏れがある場合、申請を受け付けることはできませんので、「1 居所情報登録を行う者に係る情報」については全項目、「2 住所地において通知カードの送付を受けることができない理由」については該当項目に必ず回答してください。
- 申請に不備がある場合など、申請を受け付けることができない場合は、市から連絡します。
- 申請書の提出の際には、次の書類（コピー可）を必ず添付してください。
 - ・申請者の本人確認書類
 - ・申請者が居所に居住していることを証明する書類：賃貸借契約書や公共料金の領収書など（入院・入所者は、表面《医療機関・施設等の記入欄》に証明をいただいでください。）
代理人が申請する場合は、さらに次の書類も必要です。
 - ・代理人に代理権があることを証明する書類
任意代理人：委任状（表面の申請人の欄の、「代理申請の委任」欄に自署いただき、委任状に替えることができます。）
法定代理人：戸籍謄本（親権者）、登記事項証明書（後見人等）の提示が必要です。
 - ・代理人の本人確認書類

《本人確認書類の具体例》

A) 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等のうち1点。
※最新の住所等が裏書きされている場合には、裏面のコピーも提出してください。

B) Aをお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校が発行した在学証明書、預金通帳、医療受給者証等市区町村長が適当と認める書類のうち2点。
(氏名と生年月日又は住所が記載されているものに限ります。)

- 申請書を郵送する場合
住所地の市区町村に郵送します。
あて先の記載例

□□県○○市△△×丁目×番×号

○○市役所通知カード 担当課 あて 「居所情報登録申請書 在中」

- 提出された書類はいかなる場合であっても返戻しません。（居所情報の登録終了後、各市区町村において適切に破棄します。）
- 居所情報の登録申請後、状況が変わり居所に通知カードを送付する必要がなくなった場合は、本様式の備考欄にその旨を記載し、「1 居所情報登録を行う者の情報」に必要な事項を記入した上で、居所情報の登録申請を行った際の本人確認書類を添付して、居所情報登録を行った市区町村に提出してください。

【留意事項】

- 番号利用法施行日（本年10月5日）前に現在お住まいの場所（居所）の市区町村に転入届をしていただければ、そこに通知カードが送付されるようになります。ご検討をお願いします。
(DV等被害者の方は、転入した市区町村に対して「DV等支援措置」を申し出てください。
申出により「DV等支援対象者」となった場合には、ご自身の転入先の新しい住所について、加害者が「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票の写し」及び「戸籍の附票の写し」の請求によって知ろうとしても、これらの請求を拒否する措置が講じられます。)
DV等被害者の運転免許証やパスポートなどの本人確認書類を加害者などの第三者が保有している可能性がある場合には、第三者による「なりすまし」のおそれがありますので、現在お住まいの場所（居所）の市区町村への転入とDV等支援措置の申出をご検討ください。詳しくは、お近くの市区町村にお問合せください。
- 東日本大震災の被災者、DV等被害者については、今お住まいの場所（居所）のある市区町村に出向き、個人番号カードの交付申請を行うことで、住民票のある市区町村から個人番号カードを受け取ることができます。詳しくは、住民票のある市区町村にお問合せください。